

2020 年 12 月 4 日
2020 年 12 月 16 日改訂
2021 年 3 月 18 日改訂
2021 年 3 月 30 日改訂
2021 年 3 月 31 日改訂
2021 年 5 月 11 日改訂
2021 年 10 月 25 日改訂
2022 年 3 月 8 日改訂
2022 年 4 月 25 日改訂
2022 年 8 月 15 日改訂

コンサルタント等契約における 現地渡航再開に当たっての経費の取扱いについて

1. 背景・経緯

COVID-19 蔓延の影響を受けて、2020 年春以降、コンサルタント等契約の受注者の皆様に対しては、原則として業務地へ渡航しないように求めていましたが、今般、当機構として、受注者の皆様の同意を得た上で、順次業務地への渡航再開を求めることとなりました。

本渡航再開に当たっては、渡航先国の出入国管理や国際航空便運航上の制約、機構が求める渡航人数の制限等があり、従来と比較して、特例的な経費の支出を認めなければ、適切な業務の実施が困難となっている状況です。

このため、本文書においては、再渡航に当たっての経費の取り扱いにかかる特例について以下に取りまとめ、受注者の皆様と共有します。

2. 特例措置の期間

コンサルタント等契約に基づき、With コロナ下における新しい渡航管理体系¹に基づき業務地へ渡航する場合に適用します。措置は、**2023 年 9 月末までの**経費について、適用します。ただし、措置の対象期間を延期する場合があります²。

3. 特例措置の内容（報酬）

報酬（従来の「直接人件費」、「その他原価」及び「一般管理費等」）については、原則として、業務内容の変更がない限り、その金額の変更は認めていません。

しかしながら、既に通知しているとおり、COVID-19 蔓延の影響を受けて、現地業務を国内業務で代替する場合で、当該業務の業務効率が明らかに低下する場合には、これを理由として、業務内容の変更を伴わない業務従事人月、すなわち報酬金額の増加を例外的に認めています。

4. 特例措置の内容（直接経費）

再渡航に伴い想定される経費について、内容、精算の可否、計上先費目等に関し以下に説明しています。本経費は安全対策、新型コロナウイルス対策を目的に特例措置として

¹ 改訂前本文書では特例措置の適用開始時期、「JICA 契約案件の業務以外の実施」について言及していましたが、改訂後の本文書は本体系に基づき渡航する場合の経費の取扱いを規定することとします。

² 既に打合簿や契約書にて承認している経費については、特例措置の延長に際して、再度打合簿を取交す必要はありません。

支払いを行うものですので、本経費の他の目的への費目間流用は、原則、認められないことをご理解ください。

(1) 安全対策関連経費

各経理処理ガイドラインにおいて、「安全対策関連経費」に当たる直接経費については、その計上／追加について柔軟な対応を行う旨、解説しています。

以下の経費については、この「安全対策関連経費」として、計上・精算を認めます。

1) PCR 検査関連費用（別添 2：打合簿事例参照）

業務従事者及び特殊傭人を対象者として³、計上・精算を認めます⁴。

PCR 検査に伴う（国内での）交通費、宿泊費等も、上記上限内で対象とすることを認めます。

2) 渡航に必要なワーキングパーミット等 COVID-19 対策として先方政府から要求されている必要書類の取得費用（取得に要する弁護士費用等⁵含む）。

なお、査証代についてはその他原価に含まれますので、追加経費計上の対象とはなりません。

PCR 検査の陰性証明書は、PCR 検査関連費用に計上してください。

以上 1)、2) については「II. 直接経費、3 一般業務費(8) 雑費」に計上ください。

3) その他コロナ対策関連経費

業務地でのコロナ予防策⁶として、**執務室の整備**（パーティション設置に係る費用、空気洗浄機、自動検温器購入費用等）・**拡大**（執務室が追加に必要な場合の賃貸料、会議室借り上げ費用）、業務従事者等の分乗に伴う車両関連費用における数量増加費用、業務地での移動制限に伴う特殊傭人費等の増額（例えば、首都から地方への移動制限のために、地方での調査に、新たにその地域で傭人が必要となった場合の費用）及びこれらに**準ずる費用**の追加の計上を認めます。例示以外で判断に迷う場合は個別相談ください。なお、業務従事者及び現地傭人用のマスク・消毒液等の消耗品については、受注者負担のため計上できません（その他原価にてご対応ください）。

「II. 直接経費」の該当費目に計上ください（備考に新型コロナウイルス対策関連経費の旨記載）。

(2) 業務地における一時隔離関連経費（別添 2：打合簿事例参照）

業務地での一時隔離期間は、「業務従事期間」としてカウントされません。

「業務実施契約における契約管理ガイドライン（2018 年 5 月）」の「4. 契約履行プロセスにおける具体的な契約管理」の「(10) 不可抗力」に規定のとおり、「応急的対応に係る経費」（「経費」であり報酬ではありません）として、現地での待機期間に要した「直接人件費」及び「日当・宿泊料」の計上・精算を認めています⁷。

この規定に基づき、業務地への入国に際し現地の法令等により一定期間の隔離が義

³ 再委託先関係者の PCR 検査代を含む対策費については、必要な場合は対策費を上乗せして再委託契約に含めることも差し支えありません。

⁴ 金額の上限はありません。以下の費用も計上可能です。①抗原定量検査費（検査キット購入費を含む）、②隔離期間中に次の渡航のための PCR 検査もしくは抗原定量検査を受けるための交通費（地下鉄代などの少額交通費も可）。隔離期間を短縮するために PCR 検査もしくは抗原定量検査を受ける際の交通費は、精算対象外とします。当初計上する際は契約金額内訳書には消費税抜き（63,636 円）で計上ください。本「経費の取扱い」の掲載前に上限 7 万円を前提に合意していた内容は、上限額を超えても精算時に対象とします（上限額を個別の契約について打合簿等で修正することは不要とします）。

⁵ 渡航に係る必要書類の取得費用であることが明示された領収書を提出してください。なお、書類取得のための交通費はその他原価より支出ください。

⁶ コロナ感染後に重症化の目途を測定するために必要となるパルスオキシメーター、酸素濃度測定器、サーキュレーター等は対象外です。

⁷ 業務人月人月を増加させるものではなく、あくまで経費として支払うものです。一時隔離期間中（現地、本邦とも）に業務を行わない場合に報酬は支払われません。

務付けられている場合、当該一時隔離期間に応じた⁸「直接人件費(相当額の待機費用)」と「日当・宿泊料」の計上・精算を認めます。また、必要に応じ、隔離施設(ホテル)までのタクシー代等の経費についても、計上・精算を認めます。

「直接人件費」が報酬額に含まれている契約では、契約書にて合意している報酬額(月額単価)を「3.08」で除した額^{9、10、11}に該当期間を乗じた額を計上してください。なお、業務原価に「直接人件費」が規定されている契約では、直接人件費の月額単価に該当期間を乗じた額を計上してください。

「日当・宿泊料」は、「II. 直接経費、2 旅費(その他)」に計上し、「直接人件費相当額の待機費用」分は、「II. 直接経費、9 現地一時隔離関連費」に計上ください。

ただし、当該一時隔離期間中に、外出しなくても当該業務の現地業務人月を使用して実施できる業務に従事した場合、業務従事期間として「報酬」の対象となります(隔離期間中に当該案件の国内業務に従事した場合は国内業務として「報酬」の対象とします)。この場合、現地業務人月増を認めるものではなく、また、当該期間について、「直接人件費相当額の待機費用」を重複して支払うことはしません。また、当該一時隔離期間中に別案件の国内業務を遠隔実施した場合の取り扱いについては、下記5. を参照ください。

(3) 本邦における一時隔離関連経費(別添3: 打合簿事例参照)

空港から隔離施設(自宅、ホテル等)までの交通手段について、2022年3月1日以降は、自宅待機期間中であっても公共交通機関の使用が可能となったため、それ以前に認められた上限4万円の範囲内のハイヤー、レンタカー代等を実費支給する対応は廃止します¹²。また、隔離期間中に自宅に滞在できず、ホテル等に滞在が必要な場合は、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2022年4月)」表3に基づき、日当・宿泊料を以下の定額で計上を認めます¹³。

精算時に宿泊の事実を確認するため、宿泊期間が記載された宿泊施設の領収書写しを提出ください。「II. 直接経費、10 本邦一時隔離関連費」に計上ください。

【日本国内での日当・宿泊料単価¹⁴】

格付	日当 (1日につき)	宿泊料 (1泊につき)
特号、1号	1,500円	14,000円
2号、3号	1,300円	12,400円
4号、5号	1,100円	10,300円
6号	850円	8,200円

⁸ 例えば14日間の隔離が義務付けられている場合、「直接人件費相当額の待機費用」月額×0.47となります。

⁹ 3.08で除した金額(直接人件費相当額)については、百円の位を四捨五入し、千円単位にしてください。

¹⁰ 業務実施契約(単独型)の場合は総人月により報酬総額が異なるため、報酬総額÷【業務人月】を見かけの報酬月額単価とし、これを3.08で除した額としてください。

¹¹ 本書作成日時時点で直接人件費の月額を打合簿で合意しているものについては、算出方法の是正を必須としません。

¹² 水際対策の変更点: 入国後の待機のために自宅等まで移動する際は、公共交通機関の使用が可能になりました(ただし、入国時の検査から24時間以内に移動が完了し、かつ自宅等までの最短経路での移動に限る)。

以前の水際対策に基づいた対応をしていた場合、経過措置として、2022年3月末までの入国分については、レンタカー等を既に予約してキャンセルできない場合は相談願います。

¹³ 2022年4月以降の入国分はこの単価を適用します(現地渡航開始が3月以前であっても適用)。2022年3月までの入国分については、3月8日版「経費の取扱い」を参照ください。1号(1,300円)と3号(1,100円)の単価が異なります。日本政府の水際対策の強化に係る措置に基づき、例えば14日間の隔離が義務付けられている場合は、本邦への到着の翌日から14日間隔離、15日目に宿泊施設から出ることができます。したがって、15泊15日(到着日は現地業務に伴う日当が支払われるため、翌日から計算)を精算対象とします。

¹⁴ 第三国居住の業務従事者についても同様の単価を適用します。一時隔離期間は同第三国の法令等に従ってください。

【参考：隔離期間中の待機費用及び日当・宿泊料支給の考え方】

	隔離期間中	
	業務従事あり	業務従事なし
現地	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬（契約の範囲内で契約で定める額） ・日当・宿泊料（国内については、自宅以外（ホテル等）で隔離の場合のみ支払い対象） 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費相当額の待機費用 ・日当・宿泊料
国内		<ul style="list-style-type: none"> ・日当・宿泊料自宅以外（ホテル等）で隔離の場合のみ支払い対象）

(4) 海外旅行保険の一部費用

緊急移送が含まれている旅行保険に加入している場合、その保険料の一部費用の計上を認めます。具体的には、1日当たり税抜200円を発注者として負担します。本経費の計上のみのために打合簿を作成することは不要です。

この費用は、精算・検算の簡素化のため、日当単価に200円を加算して、旅費（その他）に計上・精算してください（日当単価が4,500円の場合、4,700円として計上してください¹⁵）。精算報告書においては、加入している旅行保険の付保期間及び緊急移送が当該保険に含まれていることが分かる内訳書等を明示してください¹⁶。

(5) 本邦での新型コロナウイルスワクチン接種のための渡航内容変更経費（別添4：打合簿事例参照）

日本政府による邦人¹⁷への新型コロナウイルスワクチン接種開始に基づき、そのスケジュールに合わせて再渡航計画を検討すること、及び、再渡航中に接種目的で帰国するため業務計画を変更することに関しこれに伴う経費の計上・精算を認めます。

具体的には、渡航回数が増加（増加）となり旅費（航空賃）が増加する、再渡航中の日程変更に伴い航空券の変更手数料が発生する、等の経費、その他帰国した際の本邦での一時隔離関連経費、さらに再渡航へのPCR検査等準備、再渡航した際の業務地での一時隔離関連経費が想定されます。

航空券関連は「II. 直接経費、1 旅費（航空賃）」に、それ以外は本書の他の項に記載の費目に計上ください。なお、PCR検査関連費用、本邦帰国時の隔離施設までの交通手段等は「1 渡航」当たりの費用としていますので、本事由により帰国、再渡航を行う場合は新たな渡航として計上ください。

これらの経費の計上により、契約金額が増額になる場合は、打合簿を締結のうえ、契約変更を行います（契約変更は後日で可）。

5. 業務地における別契約へのアサイン（別添5：打合簿事例参照）

¹⁵ 30日等を超える場合の日当については、減額させた額に保険分200円を上乗せしてください。例えば3号の場合30日まで4,700円、31日目以降4,500×0.9+200円=4,250円となります。なお、1渡航における現地一時隔離期間と現地業務期間の合計が30日を超える場合においても31日目以降の日当・宿泊費は減額となります。

¹⁶ 現地事務所に提出されている文書は、当該事務所が保険加入状況を承知しておくこと、コンサルタントご本人と連絡が取れなかった際に緊急移送等の準備を開始すること等を目的としたものです。今般の特例措置に関する精算に際しては、最新版であることを確認するためにも、精算証憑として精算報告書に添付のうえ、提出ください。

¹⁷ 第三国入業務従事者に対する居住国でのワクチン接種に基づく渡航内容変更についても同様の扱いとします。

業務地への渡航が様々な理由で制約されていることを受け、業務地への渡航期間中に、JICAの別契約での業務に従事することも認めます¹⁸。この場合、同業務地で「別契約の業務」を履行するに際し、当該業務の国内業務人月を使用することが想定されますが、国内で業務を遂行した場合には発生しない「日当・宿泊料」が発生することとなります。

業務渡航中にJICAの別契約業務を行わざるを得ない場合、この「日当・宿泊料」の計上・精算を認めます¹⁹。

「別契約の(国内)業務」の対価は、同契約での「報酬」として計上されます。したがって、上記4.(2)の直接人件費相当額の待機費用は支払われません。現地渡航中に別契約の業務を行う場合は、現地滞在期間を有効活用するため、一時隔離期間を活用することを推奨します。

具体的な運用は、以下のとおりとしますが、本「日当・宿泊料」の計上・精算に当たっては、複数の契約間で重複した計上・精算を避けるため、必ず打合簿（関連する複数の契約における監督職員及び業務主任者全員が押印・確認）を作成してください。

- (1) 上記について事後に案件間の費用分担を合意ください（添付5：打合簿事例）。
- (2) 別契約への業務従事期間中に発生する「日当・宿泊料」は、当該期間に業務従事する「別」契約において、計上・精算します。このとき、通常の現地業務と区別するため、「日当・宿泊料」は「II. 直接経費、9 現地一時隔離関連費」で計上・精算してください。
- (3) 国内業務に国外で従事することとなるため、当該従事期間は、拘束日30日で1.0人月とします（通常の現地業務と同様、週末等は不稼働日の扱い）。
- (4) 「別契約」の「業務従事者の従事計画・実績表」（精算報告書に添付）においては、国内業務として記載します。

6. 本特例措置での扱いの確認方法

2022年10月以降の公示分については、プロポーザル提出時に、安全対策経費の一部として計上ください（業務実施契約の場合は別見積となります。単独型の場合は見積に含めてください）²⁰。

本特例措置の内容は、本「経費の取扱い」及び別添の事例で説明する定型での内容であれば二者打合簿としてご確認ください。定型の内容での判断が困難な場合等は、三者打合簿での合意に変更させていただきます。

7. 本経費による契約金額増額の場合の対処

本「取扱い」で精算対象とする経費を計上した結果、増額分（税抜）により契約金額（税抜）を明らかに上回る場合は原則として契約変更を適時に行ってください。

ただし、本取扱いに関する経費増はあるものの、精算確定時に契約金額（税抜）に対する精算金額（税抜）の超過額が50万円以内の場合、契約金額の変更を必須とせず、契約金

¹⁸ 当該契約における現地業務と国内業務の振替については、コンサルタント等契約における契約管理ガイドラインに従って対応ください（＝契約金額の増額がない場合は受注者の裁量になります）。

¹⁹ JICA以外の業務を組み合わせる際の渡航の可否については事業主管部と相談してください。JICA外業務の実施において必要となる経費はJICAとの契約における精算対象外となります（例：当該期間中の日当宿泊費/報酬（直接人件費含む）、先行して別業務を実施する際の航空賃（往路分）、JICA業務終了後に別業務を継続して実施する際の航空賃（復路分）等）。

²⁰ 2022年9月末までは、プロポーザル提出時の見積には含めず、契約交渉時に見積を提出し、内容を確認する運用を継続します。

額を超えて精算確定することとします。

以上

別表： 新型コロナウイルス対策関連経費計上費目と消費税の整理

別添 1：業務従事者の従事計画／実績表(新型コロナウイルス感染症流行下における渡航再開を踏まえた記入例)

別添 2：打合簿事例 (PCR 検査と現地一時隔離)

別添 3：打合簿事例 (本邦帰国時一時隔離)

別添 4：打合簿事例 (本邦での新型コロナウイルスワクチン接種のための渡航内容変更)

別添 5：打合簿事例 (現地での別契約アサインの経費分担)

別添 6：打合簿事例 (関係者の感染の対応)

別表

新型コロナウイルス対策関連費 計上費目と消費税の整理

経費取扱い文書での項目	使途	費用の発生場所	計上費目(すべてII.直接経費)
(1) 安全対策関連経費			
1) PCR検査関連費用(※1)	PCR検査代	本邦 現地	(3)一般業務費 ⑥雑費
	検査のための宿泊費等	本邦 現地	
	陰性証明書	本邦 現地	
2) 必要書類の取得費	ワーキングパーミット等	本邦	(3)一般業務費 ⑥雑費
3) その他コロナ対策関連経費	執務室の整備・拡大、準備する費用	現地 本邦(持参機材等)	直接経費の対応する費目に計上(備考にコロナ関連経費の旨記載)
(2) 業務地における一時隔離関連経費			
	日当・宿泊	現地	(2)旅費その他
	直接人件費相当額	現地	(8)現地一時隔離関連費
	隔離施設までの移動費	現地	(8)現地一時隔離関連費
(3) 本邦における一時隔離関連経費			
	日当・宿泊	本邦	(9)本邦一時隔離関連費
	隔離施設までの移動費	本邦	(9)本邦一時隔離関連費
(4) 海外旅行保険の一部費用			
	日額200円の負担		(2)旅費(その他)
(5) 本邦での新型コロナウイルスワクチン接種のための渡航内容変更経費			
	航空券の追加購入、変更等費用	本邦	(1)旅費(航空賃)

消費税の整理		
調査業務約款	事業実施支援業務約款	一部不課税(単独型含む)
・費用の発生場所に依らず すべて課税 ・単価には消費税を含まない	・費用の発生場所に依らず すべて不課税 ・単価には消費税を含まない	課税
		不課税
		課税
		不課税
		不課税
		課税
		不課税
		不課税
		課税
		不課税
		課税
		課税

